

令和7年度宮古市まちづくりふれあい講座実施要項

(目的)

第1 市民等の団体が主催する集会等に市職員等が講師として出向き、市政に関する情報の説明及び専門知識を生かした講座等（以下「講座」という。）を行うことにより、市政に関する理解を深めるための学習機会を提供することを目的とする。

(対象)

第2 講座を受けることができる者は、原則として市内に在住、在勤又は在学する5人以上の者で構成された団体とする。ただし、宮古市生涯学習推進本部長（以下「本部長」という。）が特に認める場合は、この限りでない。

(内容)

第3 講座の内容は、本部長が別に定める。

2 本部長は、講座を受講しようとする者の希望により、前項に規定する内容以外の講座を開催することができる。

(開催時間及び場所)

第4 講座は、午前9時から午後9時までのうち1講座2時間以内、1団体当たり1日2講座までとする。ただし、本部長が特に認める場合は、この限りでない。

2 講座は、宮古市内で行うこととし、その会場については、講座を受講する団体の責任において確保しなければならない。

3 講座を開催する会場は、原則として公民館、地区センター及び集会所等とする。ただし、本部長が特に認める場合は、この限りでない。

(申込み)

第5 講座を受講しようとする場合は、団体の代表者（以下「代表者」という。）が、原則として開催日の14日前までに、宮古市まちづくりふれあい講座受講申込書（様式第1号）を本部長に提出するものとする。

(受託の決定等)

第6 本部長は、第5の規定による申込みがあったときは、講座の内容、開催日時等について当該講座の担当課等と調整の上、受託の可否を決定し、宮古市まちづくりふれあい講座受託（不受託）通知書（様式第2号）により代表者に通知するものとする。

2 本部長は、前項の受託の決定をする場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(受託の制限)

第7 本部長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、講座を受託しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。
- (3) 本事業の目的に反すると認められるとき。

(変更等の届出)

第8 第6第1項の規定により講座受託の決定を受けた代表者は、講座の内容、開催日時、場所その他申請事項を変更しようとするとき、又は講座を中止しようとするときは、速やかに本部長に届け出書（様式第4号）を行い、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(講師料)

第 9 講座の講師料は、無料とする。

(報告)

第 10 代表者は、講座終了後 14 日以内に宮古市まちづくりふれあい講座開催報告書(様式第 3 号)を提出しなければならない。

(所管)

第 11 講座に関する総括及び受付事務は、教育委員会事務局が行い、講師派遣等に関わる事務は、それぞれの担当課等が行う。